

議員提出第4号議案

足立区政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第  
13条の規定により提出する。

平成19年3月15日

提出者

足立区議会議員	鈴木	進
同	新井	ひでお
同	金沢	美矢子
同	長塩	英治
同	藤崎	貞雄
同	加藤	和明
同	野中	栄治
同	たきがみ	明
同	針谷	みきお
同	藤沼	壮次
同	前野	和男
同	鈴木	けんいち
同	馬場	信男
同	ぬかが	和子

足立区議会議長　　しのはら　守　宏　様

(提案理由)

収支報告に関する規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

## 足立区政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

足立区政務調査費の交付に関する条例（平成13年足立区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第1項中「を作成し」の次に「、領収書等の証拠書類（以下「証拠書類」という。）を添付し」を加え、同条第2項中「収支報告書」の次に「及び証拠書類（以下「収支報告書等」という。）」を加え、同条第3項中「第1項の収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

第11条及び第13条（見出しを含む。）中「収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

### 付 則

- 1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足立区政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。